

育児休業支援手当金請求書

決定額		百万		千		円
-----	--	----	--	---	--	---

共済組合決裁欄	係員	合議	係長	事務局次長

標準報酬の等級 級 標準報酬の月額 円

記入例 1

(組合員が女性の場合で配偶者が育休をとったとき)

請求金額(日額)
※請求日額には一定の上限額あり。

(標準報酬の月額) 円 × 1/22 = (標準報酬の日額)

(標準報酬の日額) 円 × 0.13 = (請求日額) 円 (1円未満切り捨て) … (1)

(1) 円 × 日(請求日数) = 円(決定額)

組合員氏名 (記号・番号)	フリガナ 加井 花子	子の氏名 川崎 共子 子の出産予定日 令和 7年3月30日 子の生年月日 令和 7年4月1日
	川崎 花子	
	(650 - 2010000)	
所 属	総務企画 局・室・区 人事 部 共済 課	
育児休業期間	① 令和 7年 5月 28日 から 令和 8年 4月 30日 まで	
	② 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
育児休業支援手当金 請求期間	① 令和 7年 5月 28日 から 令和 7年 6月 24日 まで	
	② 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
育児休業に係る子の 産後休業の取得の有無 (組合員が女性の場合)	育児休業開始日～28日目までを記載 有 ● 無 (いずれか○で囲んでください。)	
組合員記入欄	配偶者の職 国家公務員 ● 地方公務員 (公務員の場合いずれか○で囲んでください。)	
配偶者の 育児休業期間	① 令和 7年 4月 11日 から 令和 7年 5月 8日 まで	
	② 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
対象となる子の 出生日翌日における 配偶者の状態	1 配偶者がいない 2 配偶者が組合員の子と親子関係がない 3 配偶者から暴力を受け別居中 4 配偶者が無業者である 5 配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない 6 配偶者が産後休業中 (自営業者・フリーランス等) 7 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない。 (理由：)	

上記のとおり請求します。

(あて先) 川崎市職員共済組合理事長

令和 7年 7月 1日
請求者 〒 210-8577
住所 川崎市川崎区宮本町1番地
氏名 川崎 花子
自宅番号 ●●● - ●●● - ●●●

任命権者証明欄	上記の記入事項は、事実と相違ないものと認めます。
	令和 年 月 日 職名 任命権者 氏名

「所属長」ではなく、
「任命権者証明欄」となります。

(備考)

- (1) この請求書は、育児休業支援手当金の請求書です。育児休業手当金は別途申請手続きが必要です。
- (2) 育児休業支援手当金は、育児休業開始日より前に事前申請することはできません。
- (3) 育児休業期間の欄には、「育児休業承認通知書」の期間を記入してください。
- (4) 育児休業支援手当金請求期間の欄には、対象期間中の育児休業期間を記入してください。(最大28日間)
- (5) 育児休業に係る子の産後休業の取得の有無の欄は、請求者が女性の場合のみ記入してください。
- (6) 配偶者の育児休業期間の欄は、請求者が女性の場合で、配偶者が育児休業を取得している場合に記入し、取得期間のわかる書類の写しを添付してください。
- (7) この請求書には、対象となる子の出生日翌日における配偶者の状態に応じた必要書類を添付してください(裏面参照)。
- (8) 任命権者証明欄については、共済組合から任命権者に依頼しますので、記入不要です。
- (9) 雇用保険対象の方は、雇用保険からの支給が優先されます。

裏面もあります

育児休業支援手当金請求に係る主な添付書類

☆該当の添付書類のチェック欄に（✓）を記入してください。

事由	添付書類	提出チェック
全員提出するもの	・育児休業承認通知書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
組合員が父親かつ子が養子でない場合	・母子健康手帳（出生届出済証明のページ） 下記「1～7」の書類は提出不要です。	<input type="checkbox"/>
組合員が母親 または 子が養子の場合	①住民票（続柄あり・マイナンバー記載なし・発行日から3か月以内）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの	<input checked="" type="checkbox"/>
	②配偶者の育児休業取得期間が確認できる書類の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
※配偶者が育児休業を取得できない場合は、下記「1～7」の書類を添付してください。		

「配偶者が育児休業を取得できない場合」に該当する場合の添付書類

※事由の番号は、育児休業支援手当金請求書中「配偶者の状態」に記載している番号です。

※組合員が父親かつ子が養子でない場合は、以下の書類は不要です。

番号	子の出生日の翌日における配偶者の状態	添付書類	提出チェック
1	配偶者がいない	①戸籍謄（抄）本（抄本の場合は組合員本人のもの）及び世帯全員について記載された住民票（続柄あり・マイナンバー記載なし）の写し（いずれも発行日から3か月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
		または	
	配偶者が行方不明（配偶者が労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限る。）	②組合員がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類（遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明できる書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可）	<input type="checkbox"/>
		①世帯全員について記載された住民票（続柄あり・マイナンバー記載なし・発行日から3か月以内）の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの	<input type="checkbox"/>
2	配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない	及び	
		②配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、または、罹災証明書	<input type="checkbox"/>
3	配偶者から暴力を受け別居中	戸籍謄（抄）本（抄本の場合は組合員本人及び対象の子のもの。住民票において、組合員の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票（続柄あり・マイナンバー記載なし）の写しでも可。）（いずれも発行日から3か月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
4	配偶者が無業者である	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書のいずれか	<input type="checkbox"/>
		①世帯全員について記載された住民票（続柄あり・マイナンバー記載なし・発行日から3か月以内）の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの	<input type="checkbox"/>
		及び	
5	配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない（自営業者・フリーランス等）	②配偶者の直近の課税証明書（収入なしであることの確認のため）	<input type="checkbox"/>
		※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。	<input type="checkbox"/>
		※配偶者が雇用保険の基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。	<input type="checkbox"/>
6	配偶者が産後休業中	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり・マイナンバー記載なし・発行日から3か月以内のもの）の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの	<input type="checkbox"/>
		及び	
		②配偶者の直近の課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため）	<input type="checkbox"/>
7	上記以外の理由で配偶者が育児休業等をすることができない	※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、（a）または（b）の書類が必要です。	<input type="checkbox"/>
		（a）給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類。	<input type="checkbox"/>
		（b）給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写しや、身分証の写しなど。）。	<input type="checkbox"/>

育児休業支援手当金請求書

決定額		百万		千		円
-----	--	----	--	---	--	---

共済組合決裁欄	係員	合議	係長	事務局次長

標準報酬の等級 級 標準報酬の月額 円

請求金額（日額）

※請求日額には一定の上限額あります。

(標準報酬の月額) 円 × 1/22 = (標準報酬の日額)

(標準報酬の日額) 円 × 0.13 = (請求日額)

(1) 円 × 日(請求日数) = 円(決定額)

記入例2

(組合員が男性の場合で2回に分けて育児休業を取得したとき)

組合員氏名 (記号・番号)	フリガナ	キョウサイ	知久	子の氏名 共済 共子		
	共済 太郎					
	(650 - 2020000)					
所 属	総務企画	局	・ 室 ・ 区	人事 部	共済 課	
育児休業期間	①	令和 7 年 6 月 2 日	から	令和 7 年 7 月 31 日	まで	
	②	令和 7 年 9 月 1 日	から	令和 7 年 10 月 16 日	まで	
育児休業支援手当金 請求期間	①	令和 7 年 6 月 2 日	から	令和 7 年 6 月 29 日	まで	
	②	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで	
育児休業に係る子の 産後休業の取得の有無 (組合員が女性の場合)	有	・	無	(いずれか○で囲んでください。)		
組合員記入欄	配偶者の職	国	この例では、請求期間には育児休業期間①の育児休業開始日初日～28日目までの期間を 記入する。			
	配偶者の 育児休業期間	①	育児休業期間②は対象期間（子の出生日から56日を経過する日の翌日まで）を過ぎている & 支援手当 金の支給日数の上限（28日）を超えるため、請求期間には記入しない。			
	②	5	配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない (自営業者・フリーランス等)	6	配偶者が産後休業中	
	対象となる子の 出生日翌日における 配偶者の状態	1	7	1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない。 (理由：)		
	(配偶者が1～7に該当する場合 、番号を○で囲み、7の場合は 理由も記入してください。 配偶者の育児休業期間を記入して いる場合は、記入は不要です。)	3	8			

上記のとおり請求します。

(あて先) 川崎市職員共済組合理事長

令和 7 年 10 月 20 日
請求者 〒 210-8577
住 所 川崎市川崎区宮本町1番地
姓 名 共済 太郎
自 宅 番 号 ●●● - ●●● - ●●●

任命権者証明欄	上記の記入事項は、事実と相違ないものと認めます。		
	令和 年 月 日	職名	「所属長」ではなく、 「任命権者証明欄」となります。
	任命権者 氏名		

(備考)

- (1) この請求書は、育児休業支援手当金の請求書です。育児休業手当金は別途申請手続きが必要です。
- (2) 育児休業支援手当金は、育児休業開始日より前に事前申請することはできません。
- (3) 育児休業期間の欄には、「育児休業承認通知書」の期間を記入してください。
- (4) 育児休業支援手当金請求期間の欄には、対象期間中の育児休業期間を記入してください。（最大28日間）
- (5) 育児休業に係る子の産後休業の取得の有無の欄は、請求者が女性の場合のみ記入してください。
- (6) 配偶者の育児休業期間の欄は、請求者が女性の場合で、配偶者が育児休業を取得している場合に記入し、取得期間のわかる書類の写しを添付してください。
- (7) この請求書には、対象となる子の出生日翌日における配偶者の状態に応じた必要書類を添付してください（裏面参照）。
- (8) 任命権者証明欄については、共済組合から任命権者に依頼しますので、記入不要です。
- (9) 雇用保険対象の方は、雇用保険からの支給が優先されます。

裏面もあります

育児休業支援手当金請求に係る主な添付書類

☆該当の添付書類のチェック欄に（✓）を記入してください。

事由	添付書類	提出チェック
全員提出するもの	・育児休業承認通知書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
組合員が父親かつ子が養子でない場合	・母子健康手帳（出生届出済証明のページ） 下記「1～7」の書類は提出不要です。	<input checked="" type="checkbox"/>
組合員が母親 または 子が養子の場合	①住民票（続柄あり・マイナンバー記載なし・発行日から3か月以内）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの	<input type="checkbox"/>
	②配偶者の育児休業取得期間が確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>
※配偶者が育児休業を取得できない場合は、下記「1～7」の書類を添付してください。		

「配偶者が育児休業を取得できない場合」に該当する場合の添付書類

※事由の番号は、育児休業支援手当金請求書中「配偶者の状態」に記載している番号です。

※組合員が父親かつ子が養子でない場合は、以下の書類は不要です。

番号	子の出生日の翌日における配偶者の状態	添付書類	提出チェック	
1	配偶者がいない	①戸籍謄（抄）本（抄本の場合は組合員本人のもの）及び世帯全員について記載された住民票（続柄あり・マイナンバー記載なし）の写し（いずれも発行日から3か月以内のもの）	<input type="checkbox"/>	
		または		
		②組合員がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類（遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明できる書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可）	<input type="checkbox"/>	
		①世帯全員について記載された住民票（続柄あり・マイナンバー記載なし・発行日から3か月以内）の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの	<input type="checkbox"/>	
2	配偶者が行方不明（配偶者が労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限る。）	及び		
		②配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、または、罹災証明書	<input type="checkbox"/>	
3	配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない	戸籍謄（抄）本（抄本の場合は組合員本人及び対象の子のもの。住民票において、組合員の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票（続柄あり・マイナンバー記載なし）の写しでも可。）（いずれも発行日から3か月以内のもの）	<input type="checkbox"/>	
4	配偶者が無業者である	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書のいずれか	<input type="checkbox"/>	
5		①世帯全員について記載された住民票（続柄あり・マイナンバー記載なし・発行日から3か月以内）の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの	<input type="checkbox"/>	
		及び		
		②配偶者の直近の課税証明書（収入なしであることの確認のため）	<input type="checkbox"/>	
6	配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない（自営業者・フリーランス等）	※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。	<input type="checkbox"/>	
		※配偶者が雇用保険の基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。	<input type="checkbox"/>	
		①世帯全員について記載された住民票（続柄あり・マイナンバー記載なし・発行日から3か月以内のもの）の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの	<input type="checkbox"/>	
7	配偶者が産後休業中	及び		
		②配偶者の直近の課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため）	<input type="checkbox"/>	
		※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、（a）または（b）の書類が必要です。	<input type="checkbox"/>	
6	配偶者が産後休業中	（a）給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類。	<input type="checkbox"/>	
		（b）給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写しや、身分証の写しなど。）。	<input type="checkbox"/>	
7	上記以外の理由で配偶者が育児休業等をすることができない	母子健康手帳（出生届出済証明のページ）、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）、出産育児一時金等の支給決定通知書のいずれか	<input type="checkbox"/>	
		①世帯全員について記載された住民票（続柄あり・マイナンバー記載なし・発行日から3か月以内のもの）の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの	<input type="checkbox"/>	
		及び		
		②配偶者が育児休業等をすることができないことの申告書及び申告書に記載された必要書類。	<input type="checkbox"/>	

配偶者が育児休業等をすることができないことの申告書

以下に記載する私の配偶者は、以下の理由により子の出生日から起算して56日を経過する日の翌日までに出生時育児休業又は育児休業（以下「育児休業等」といいます。）をすることができる日数が14日に満たないことを申告します。

フリガナ		配偶者の生年月日
配偶者の氏名		年 月 日

※ 該当するチェック欄（いずれか一つ）に✓を入れ、該当する必要書類を添付してください。

チェック欄	配偶者が給付金の対象となる育児休業等をすることができない理由	必要書類
<input type="checkbox"/>	①日々雇用される者であるため	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し
<input type="checkbox"/>	②期間を定めて雇用され、養育する子の出生の日（出産予定日前に当該子を出生した場合にあっては、当該出産予定日）から起算して56日を経過する日の翌日から6月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかであるため	・労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し ※以下の欄も記入してください。 労働契約の終了予定日 令和 年 月 日 子の出生日または出産予定日のうち遅い日 令和 年 月 日
<input type="checkbox"/>	③労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたため⇒労使協定に基づき事業主が申出を拒むことができるものは次のいずれかに該当する場合に限られます。該当するものに○をつけてください。 (ア)子の出生の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない場合 (イ)育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (ウ)出生時育児休業の申出の日から56日以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 (エ)1週間の所定労働日数が2日以下の場合	・左記(ア)～(エ)のいずれかに該当することが確認できる労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類の写し
<input type="checkbox"/>	④公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかつたため	・任命権者からの不承認の通知書の写し
<input type="checkbox"/>	⑤雇用保険被保険者ではないため、育児休業給付を受給することができない ※共済組合の組合員である公務員の場合は該当しません。	・雇用保険の適用に関するとの証明書【様式あり】 (雇用保険被保険者でないとの事業主の証明) (1週間の所定労働時間が20時間未満の場合は、労働条件通知書等労働契約の内容がわかる書類に代えることも可。)
<input type="checkbox"/>	⑥短期雇用特例被保険者であるため、育児休業給付を受給することができない	・雇用保険の適用に関するとの証明書【様式あり】 (短期雇用特例被保険者である旨の事業主の証明)
<input type="checkbox"/>	⑦雇用保険被保険者であった期間が1年未満のため、育児休業給付を受給することができない	・雇用保険の適用に関するとの証明書【様式あり】 (雇用保険被保険者であった期間が1年未満であるとの事業主の証明)
<input type="checkbox"/>	⑧雇用保険被保険者であった期間は1年以上あるが、賃金支払いの基礎となる日数や労働時間が不足するため、育児休業給付を受給することができない	・賃金支払状況についての証明書【様式あり】 (子の出生の翌日時点における配偶者の勤務先の事業主が証明したもの)
<input type="checkbox"/>	⑨配偶者の勤務先の出生時育児休業又は育児休業が有給の休業であるため、育児休業給付を受給することができない ※有給でなければ出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を、期間内に通算して14日以上取得している必要があります。	・育児休業証明書【様式あり】及び育児休業申出書等

令和 年 月 日

所属 _____

川崎市職員共済組合理事長

職員番号 _____

氏名 _____

雇用保険の適用に関するこの証明書

下記の者の雇用保険の適用関係は以下のとおりであることを証明します。

(以下いずれかの番号に○印を記載)

- 雇用保険の被保険者でない。
- 短期雇用特例被保険者である。
- 雇用保険の被保険者であった期間が1年未満である。

記

フリガナ

氏名：

生年月日： 昭和・平成 年 月 日

住所：

以上

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主名

連絡先電話

担当者氏名

賃金支払状況についての証明書

下記の者は、当事業所において雇用保険被保険者の資格を取得していますが、被保険者の子の出生日以前 2 年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の）完全月が 12 か月に満たないことを証明します。

記

被保険者の氏名	(フリガナ)		
被保険者の子の出生年月日	令和 年 月 日		
被保険者の子の出生日以前 2 年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が 80 時間以上の）完全月の月数	か月		

令和 年 月 日

事業所所在地 _____

事業所名称 _____

事業主名 _____

連絡先電話 _____

担当者氏名 _____

育児休業証明書

当事業所においては、育児休業中も賃金を支払っているため、従業員が育児休業給付を受給することができません。

当事業所の従業員である下記の者につきまして、子の出生後 56 日の期間（注）の出生時育児休業期間または育児休業期間の就業状況等は下記のとおりであり、賃金の支払いがなければ出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の支給要件を満たす休業を、通算して 14 日以上取得していることを、証明いたします。

記

1 従業員の氏名 _____

2 出産年月日 令和 年 月 日 4 出産予定日 令和 年 月 日

3 出生時育児休業の期間及び就業の状況

①令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 就業日数 日 (就業時間 時間)

②令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 就業日数 日 (就業時間 時間)

就業時間はそれぞれの期間において、就業日数が 10 日（出生時育児休業の取得日数が 28 日に満たない場合は、当該取得日数を 28 日で除して得た率に応じた就業日数）を超える場合に記入してください。

4 育児休業の期間及び就業の状況

①令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 就業日数 日 (就業時間 時間)

②令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 就業日数 日 (就業時間 時間)

就業時間はそれぞれの期間において、就業日数が 10 日を超える場合に記入してください。

上記の記載事実に相違ありません。

令和 年 月 日

川崎市職員共済組合理事長

事業所名 _____

所在地 _____

事業主名 _____

連絡先電話 _____

担当者氏名 _____

※ 育児休業申出書、育児休業取扱通知書等、記載された出生時育児休業又は育児休業の期間が確認できる書類を添付してください。

(注) 子の出生後 56 日の期間とは、子の出生の日から起算して 56 日を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して 56 日を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して 56 日を経過する日の翌日までとする。）の期間をいいます。